プロジェクト項目	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー 第 557 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 557 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 18 日開催）で議論されたコメント・レターの文案について、聞かれた意見をまとめたものである。

全体の方向性に関する意見

2. 事務局から提供されたコメント・レターの文案の方向性に異論はない。

借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

3. リース期間の決定プロセスの開示に関する記述について、「プロセス」という表現は、企業内の規程等に基づく決裁手続を指しているものと読まれてしまう懸念がある。このため、リース期間の決定において用いる仮定や判断等の表現に見直すことをご検討いただきたい。

4. リース期間の決定プロセスの開示について、財務諸表作成者の立場としては、第 155 回リース会計専門委員会において聞かれた意見と同様に、当該決定プロセスを開示することにより実務の根本的な点に影響が及ぶ可能性があることから、リース期間の決定プロセスの開示は避ける方向でコメントを追記することをご検討いただきたい。

借手による測定の要求事項の適用のための継続的コスト

5. 少額資産のリースに係る費用の開示に関する、財務諸表作成者及び財務諸表利用者の意見の記述について、意見の主体に「一部の」等の限定を付す必要がないかご確認いただきたい。

将来の経過措置の改善の可能性

6. 将来の経過措置の改善の可能性に関して、IFRS 第 16 号の経過措置に対する評価（良否や有用性等）を追記することも考えられる。

IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項

（セール・アンド・リースバック取引）

7. 借手の視点で論じられることの多いセール・アンド・リースバック取引に関して、IFRS 第 16 号では借手に「ファイナンス・リース」の概念がないことから、「ファイナンス・リース」という表現の使用を避け、フルペイアウトの要件を具体的に記載することも考えられる。

以　上